

埼玉県社会保険労務士会越谷支部 電子申請個別研修の受講料及び指導員日当に関する基準

電子申請個別研修助成金の対象となる研修に係る受講料納入及び指導員日当の支払基準は次の通りとする。

1 受講料

受講者は、1 回につき 5,000 円（消費税込み）を支部に納入する。

なお、1 回の研修時間は 2 時間を限度とする。

2 指導員日当

指導員への日当は 1 回につき 10,000 円（消費税込み）とし、支部より支払う。

交通費及びコピー代は日当に含むものとし、源泉徴収はしない。

3 本基準に定めのない事項については、埼玉県社会保険労務士会が定める電子申請個別研修助成金支給基準に拠るものとし、疑義が生じた場合は理事会にて協議・決定する。

4 この基準の改廃は理事会で決定し、定例会に報告するものとする。

5 この基準は平成 27 年 4 月 1 日から適用する。